

小賀野晶一先生を送る

田中宏治

小賀野晶一先生が平成二十七年三月末日をもって定年より三年早く千葉大学を退職されました。先生は、早稲田大学大学院法学研究科博士課程を単位取得退学後、秋田大学講師・助教を経て、平成一四年一〇月に千葉大学法経学部教授に着任されました。平成一六年四月に大学院専門法務研究科が設置されると同時に同教授（法経学部教授兼任）として民法、環境法を担当され、平成二三年四月からは法経学部教授（学部長）、平成二五年四月には法政経学部教授（教育研究評議員）を務められ、学部では、民法総論、都市生活法、基礎ゼミ、三・四年ゼミナールなどを担当されました。

先生は、永年にわたり、民法の現代化、そこにおける生活および生活関係に関する規範のあり方に関心を向けられ、現代化する民法を都市生活法と位置づけ、都市生活法の主要分野として成年後見、事故、環境問題などを掲げ、これらについて民法学者の立場から検討を続けられました。

先生のご研究は大変広範囲に涉りますが、大きなテーマとしては三つ、身上監護制度論、寄与度論および環境配慮義務論を挙げることができます。

第一に、身上監護制度論は、民法改正および特別法制定によって平成一二年四月に実施された成年後見制度

に関するものであります。その制度は、判断能力が低下した者の財産管理と身上監護の支援を目的としているところ、先生のご研究は、成年者の身上監護について民法上の位置づけや機能を制度上明確にする役割を果たされました。具体的には、『成年身上監護制度論——日本法制における権利保障と成年後見法の展望』（平一二）で、成年身上監護制度のあるべき姿と基礎理論を求め、成年後見法のあり方について総合的に検討されました。さらに、『民法と成年後見法——人間の尊厳を求めて』（平二四）では、成年後見実務の一年余の実績を踏まえて身上監護論を民法現代化のなかに位置づけ、個人の確立と地域における連携を要素とする人間尊厳の民法学を追求されました。

第二に、寄与度論は、不法行為損害賠償責任の要素である因果関係論に関するものであります。判例・通説の相当因果関係論に対して有力学説が批判し、学説が混迷していたところ、先生は、法理論における混迷が損害賠償実務において理論の適切な運用を妨げるといふ認識の下に、割合的認定論、とりわけ寄与度論を提唱されました。具体的には、寄与度論において割合的因果関係論の本質に学び、同時に、相当因果関係論における相当性の判断方法を採用入れるべきことを理論的にのみならず、交通事故、労災、医療過誤、公害・環境問題など、異なる事故類型における実務上の運用にも目配りを尽くされました。

第三に、環境配慮義務論は、公害・環境問題に関する多種多様な規範群のうち環境保全のための義務的規範に関するものであります。ここでは、環境法学における最重要課題が環境法に関する規範を確立することであると認識の下に、環境問題を人間の生活および生活関係に起因する問題と捉え、そこに通用する法規範のあり方を明らかにし、環境配慮義務を基礎とする環境法の体系化を目指されました。具体的には、「私的契約と環境配慮」（『環境と金融——その法的側面』（平九））では、環境保全の実効性を図るために民法を中心に私的契約におけ

る環境配慮義務が認められる条件を探られました。また、「環境配慮義務論——環境法論の基礎的研究」千葉大
学法学論集一七卷三号（平一四）では、環境配慮義務の根拠を探り、日本環境法制における権利および義務のあ
り方を追求されました。さらに、「環境配慮義務論」（『環境ビジネスリスク 環境法からのアプローチ』（平二二）
）においては、以上の考え方を確認し、環境法の基本原理として環境配慮義務を位置づけられました。

このように、先生は、三本の柱を中心に研究を積み重ねられました。そこにおいて一貫するものは、一方で最
先端の分野を奮って開拓してゆかれる進取の気性と、他方で伝統的な理論に拠って立つ民法学者として軸のぶれ
ない落ち着きであります。それゆえにこそ、先生の研究成果は、多くの信頼と支持を獲得し、学界と実務界の双
方に偉大な足跡を遺しています。私自身も、千葉大学で同僚となることを許される十数年前から、先生のご研究
に学ばせていただき、引用させていただいたことをきっかけに、学術上の交際を認められた光栄に深く感謝して
います。

また、先生は、教育者としても第一級であられました。第一に、民法、環境法、都市生活法など実に多彩な授
業を様々なレベルで実施されました。数多くの学生を教えられた学部教育においては、民法を中心に授業を担当
され、国家・地方公務員、民間企業、法曹界、大学院などあらゆる進路に対応する基礎知識を授けられました。
また、法科大学院においては、学生参加型の授業を民法と環境法において展開され、学生のモチベーションを高
めに高められました。そして、大学院社会文化科学研究科（後の人文社会科学研究科）においては、国内外の次世
代の研究者養成に献身され、若手研究者のスタートに助力されました。

先生は、教育行政においても、着実な実績を残されました。平成一七年四月から平成一八年三月まで法経学部
総合政策学科長、平成二二年四月から平成二三年三月まで博士後期課程社会科学専攻長、平成二三年四月から平

成二五年三月まで法経学部長、平成二七年三月まで教育研究評議員を務められました。とりわけ法経学部長在任中に、法経学部から法政経学部への学部改組を教授会において決定されたことは、千葉大学全体にとって歴史的な一大事となるご功績でございました。

先生は、さらに、学外においても八面六臂のご活躍をされました。一方で、学界においては、日本交通法学会理事、日本賠償科学会理事・評議員、日本成年後見法学会常任理事として学会の運営および発展に尽力されました。また、人間環境問題研究会では加藤一郎、野村好弘両先生に続き平成二五年一二月より会長として会を運営されています。他方で、社会貢献としても、千葉市消費生活審議会委員、市原市個人情報保護審査会委員、市原市情報公開審査会委員、千葉県運営適正化委員会委員、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート業務審査委員会委員、日本社会福祉士会成年後見委員会委員、社会福祉法人全国社会福祉協議会地域福祉権利擁護に関する検討委員会委員、不法投棄に係る地方公共団体の行政検証委員会等の委員（秋田県、岩手県、宮城県、横浜、福井県、三重県）、内閣府交通事故相談員総合支援事業に係わる実務必携編集委員会委員、厚生労働省労働基準局外ばう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会委員、厚生労働省労働保険審査会委員などを歴任されました。

先生は、大学教授として非の打ち所がない理想的な姿を私たち年少の同僚に示してくださいました。とりわけ、授業分担の話し合いの場では、常に穏やかに温かく私たちを包み込んでくださいました。五年前の植木哲先生、二年前の半田吉信先生に続いて年長の民法教授が退かれ、千葉大民法の幸せな時代が終わったことを実感せずにはいられません。よき薫陶を受けた私たち後輩は、先生のために退職記念論文集を編みますが、これを感恩の微意としてお受け下さることを冀求する次第でございます。

小賀野晶一先生を送る

先生は、四月より中央大学法学部において再び大学人としての任務に就いておられます。先生のご退職を心からお祝いし、また、先生の一層の御活躍・御健康・御長寿をお祈り申し上げたいと存じます。